

低所得者対策について

1. 制度名

介護保険関係

(高額介護サービス費制度における自己負担限度額の引き下げ)

2. 低所得者対策の概要

所得の程度	対 象 者	自己負担限度額
一般	一般	37,200円/月
低所得	世帯全員が市町村民税非課税の者 (減額があれば生活保護の被保護者とならない者を含む。)	24,600円/月
特に低所得	・世帯全員が市町村民税非課税で、かつ老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 (減額があれば生活保護の被保護者とならない者を含む。)	15,000円/月

(備考)

- ・ このほか、社会福祉法人の利用者負担の軽減措置やホームヘルプサービス利用者への軽減措置が講じられている。

低所得者対策について

1. 制度名

介護保険関係

(施設入所時における食費の標準負担額の軽減)

2. 低所得者対策の概要

所得の程度	対 象 者	標準負担額
一般	一般	780円/日
低所得	世帯全員が市町村民税非課税の者 (減額があれば生活保護の被保護者とならない者を含む。)	500円/日
特に低所得	・世帯全員が市町村民税非課税で、かつ老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 (減額があれば生活保護の被保護者とならない者を含む。)	300円/日

低所得者対策について

1. 制度名

国民年金関係
(国民年金保険料免除制度)

2. 低所得者対策の概要

所得の程度	対 象 者	保険料
一般	一般 (天災等の場合を除く。)	13,300円 /月
低所得(1)	控除後の所得が68万円以下の者 (世帯主及び配偶者も上記基準を満たすことが必要) ※ 申請に基づき保険料の半額を免除	6,650円/月 (半額免除)
低所得(2)	市町村民税非課税の者 (世帯主及び配偶者も非課税であることが必要) ※ 申請に基づき保険料の全額又は半額を免除 (生活保護受給者等は法定免除)	0円/月 (全額免除)

(備考) 保険料免除を受けた場合の年金給付

- ・ 老齢基礎年金 { 全額免除期間 保険料納付月数の1/3換算
半額免除期間 保険料納付月数の2/3換算
- ・ 障害基礎年金 } 他に保険料滞納期間がなければ満額支給
- ・ 遺族基礎年金 }

低所得者対策について

1. 制度名

生活福祉資金貸付制度

2. 低所得者対策の概要

所得の程度	対 象 者	貸付種類
低所得	概ね市町村民税非課税世帯	更生資金、生活資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養・介護資金、災害援護資金

(注) 生活保護受給世帯は、生活資金及び療養費の貸付けにおいては貸付対象外である。

(参考) 高齢者世帯及び障害者世帯に対する貸付け

○高齢者世帯

所得の程度	対 象 者	貸付種類
—	日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯	福祉資金、住宅資金、療養・介護資金

○障害者世帯

所得の程度	対 象 者	貸付種類
—	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯	障害者更生資金、生活資金、福祉資金、住宅資金

生活福祉資金貸付制度の充実

○低所得者が福祉貸付により生活ができるようにするため、生活福祉資金貸付制度の充実を図る。

(具体的措置)

1. 離職者支援資金の創設

○総合雇用対策の一環として、平成13年度第1次補正予算において措置

○貸付原資

1,000億円(国庫補助額750億円 補助率3/4)

○貸付事務費

20億円(国庫補助額10億円 補助率1/2)

2. 長期生活支援資金の創設

○平成14年度予算案において計上

○貸付原資の追加(生活福祉資金貸付全体分として)

7.9億円(国庫補助額5.3億円 補助率2/3)

○貸付事務費(生活福祉資金貸付全体分として)

20.4億円(国庫補助額10.2億円 補助率1/2)

3. 緊急小口資金の創設

○平成14年度予算案において計上

○貸付原資の追加及び貸付事務費

長期生活支援資金と一括計上

1 離職者支援資金の概要

(1) 趣 旨

雇用保険制度の枠外にいる自営業者及びパート労働者の失業や、雇用保険の求職者給付期間が切れたことにより生計の維持が困難となった失業者の世帯に対し、一定の条件のもとに生活資金の貸付けを行う。

(2) 貸付対象

次の条件のいずれにも該当する世帯。

- ① 生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯であること。
- ② 当該生計中心者が就労することが可能な状態にあり、求職活動等仕事に就く努力をしていること。
- ③ 当該生計中心者が就労することにより世帯の自立が見込めること。
- ④ 当該生計中心者が離職の日から2年（特別の場合は3年）を超えていないこと。
- ⑤ 当該生計中心者が雇用保険の一般被保険者であった者に係る求職者給付を受給中ではないこと。

(3) 貸付内容

ア 貸付期間	離職の日から2年以内（特別の場合は3年以内） の12月以内の期間 (注) 特別の場合とは、技能習得等をしている場合をいう。
イ 貸付限度額	月額20万円（貸付総額最高240万円）
ウ 据置期間	貸付期間終了後6月以内
エ 償還期間	据置期間経過後5年以内
オ 貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）
カ 連帯保証人	原則として2名（ただし、借入予定総額が 120万円以内の場合は1名）

2 長期生活支援資金の概要

(1) 趣 旨

一定の資産を有するものの、将来のためにその処分をしたくない低所得の高齢者世帯に対し、当該資産の状況や連帯保証人の信用を総合的に評価し、毎月の生活費に充てるための資金の長期の貸付けを行う。

(2) 貸付対象

一定の居住用不動産を有する低所得の高齢者世帯であって、収入が少ないために生計の維持が困難なもの

(3) 貸付内容

ア 貸付限度額

借受人の保有する居住用不動産（土地）、連帯保証人の保証能力を総合的に評価することにより貸付限度額を決定する。

イ 貸付月額

貸付限度額の範囲内で借受人の希望に応じて決定するが、年金等他の収入と併せて生活保護基準プラスアルファの生活を維持できる額とする。

ウ 貸付期間

3年を区切りとし、その時点で貸付限度額の枠内に余裕がある場合は、契約の更新が可能とする。

エ 償 還

借受人の死亡等の契約終了事由が発生した後、速やかに貸付金及び利子を一括償還する。

オ 貸付利率

年3%以内（毎年度4月1日時点の長期プライムレートを1年間適用）

カ 連帯保証人等

居住用不動産に対し、根抵当権を設定するとともに、借受人の法定相続人全員が連帯保証人となる。

(4) 貸付事務の体制の整備

適正な貸付を確保するため、不動産鑑定士等専門家からなる審査委員会において審査の上決定する。

3 緊急小口資金の概要

(1) 趣 旨

低所得の世帯におけるの緊急かつ一時的な資金需要に応えるため、小口の生活資金の貸付けを行う。

(2) 貸付対象

低所得の世帯で次のような理由により一時的に生計困難となったもの。

- ① 本人又は同一世帯員の傷病
- ② 給料等の盗難、紛失
- ③ 年金、保険等の支給開始までのつなぎ
- ④ 火災等による被災
等

(3) 貸付内容

ア 貸付限度額	5万円
イ 据置期間	2月以内
ウ 償還期間	4月以内
エ 貸付利率	年 3 % (据置期間中は無利子)
オ 連帯保証人	不 要

(4) 貸付事務の体制

迅速な貸付けを行えるよう、貸付決定事務を市町村社協へ委託できることとする。

(参考)

現行の生活福祉資金貸付制度の概要

〔制度概要〕

〈創設年度〉

昭和30年度

〈実施主体〉

都道府県社会福祉協議会（窓口業務等は市町村社会福祉協議会へ委託）

〈貸付対象〉

低所得者世帯… 必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯
(市町村民税非課税程度)

障害者世帯… 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯

高齢者世帯… 日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯

失業者世帯… 生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯

〈貸付資金の種類〉

更生資金（生業費、支度費、技能習得費）、障害者更生資金（生業費、支度費、技能習得費）、生活資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養・介護資金、災害援護資金、離職者支援資金（平成13年度補正予算により措置）

〈貸付金利子〉

年3%（ただし、修学資金、療養・介護資金及び療養・介護資金の貸付期間中の生活資金は無利子）

〈貸付実績等（平成12年度末）〉

貸付原資保有額 1,110億円
うち、貸付中金額 913億円

平成12年度新規貸付決定金額・件数
106億円（1万4千件）
うち、修学資金 61億円（8千件）

〈貸付財源〉

貸付原資
国2/3、都道府県1/3の割合で補助

貸付事務費
貸付金利子3%のうち2%を充てるとともに、不足分は国1/2、都道府県1/2の割合で補助

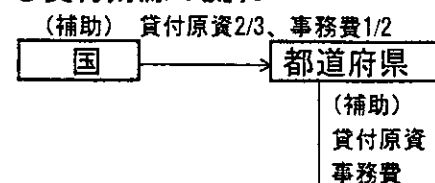
欠損補てん積立金（貸倒引当金）
貸付金利子3%のうち1%を計上

〈国の予算措置状況（平成14年度予算額(案)）〉

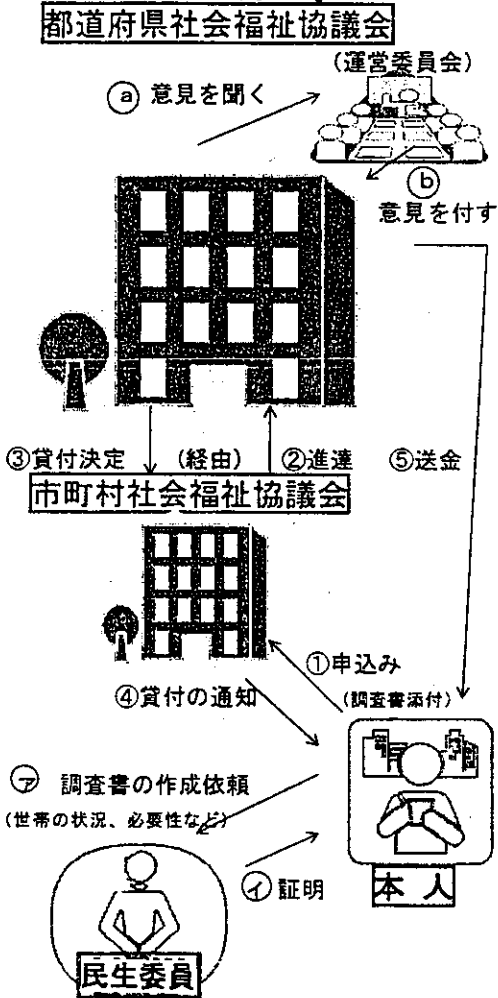
- （目）生活福祉資金貸付等補助金 1,550百万円
- ・生活福祉資金貸付金（補助率2/3） 529百万円
- ・生活福祉資金貸付事業推進費（補助率1/2） 1,021百万円（貸付事務費等）

〔貸付手続き等の流れ〕

○貸付財源の流れ



○貸付手続きの流れ



EITC(Earned Income Tax Credit)の歴史と現状

国立社会保障・人口問題研究所 阿部 彩

平成 14 年 1 月 15 日

1. EITC とは

Earned Income Tax Credit (EITC) 低所得の勤労世帯を対象とする所得税控除制度－

- ・ **Refundable Tax Credit** ーその納税者の所得税が **EITC** より低い場合は差額を返還
- ・ こどものある低所得勤労世帯が主な対象(1994 年にこどものない世帯を対象に加えるが、その額は少ない)
- ・ こどものある世帯に対する所得再分配制度としては、他に **TANF**、**Child Tax Credit** (2001 年度より **refundable**)、**HOPE**、扶養控除など (表 1) がある。
→すべての制度 (扶養控除を含め) には、**Tapering** による所得制限あり。
→特に税制控除の制度が充実 (97 年の改革)

2. 歴史

1960－70 年代 カテゴリカルな貧困対策でない制度として脚光をあびるが、成立に至らず

1975 年 **NIT** の代替案として浮上。実験的に導入される

1978 年 正式に成立。 **Advance Payment Option** が導入

1986 年 **Indexing** がされていなかったため価値が下がった **EITC** をもとの額に戻す

1990 年 増税に伴い、低所得者への再分配手法として **EITC** の拡大が図られる

1993 年 クリントン大統領が低所得勤労者対策と位置づけ。拡充 (**Democrat** のみのサポート)

1994 年 こどものない世帯も対象となる

表 2 EITC 拡充の歴史 (1975～2000)

3. 現状

2000 年度の受給者数 1,900 万世帯 (TANF 受給者 627 万人、1999 年 12 月)

総額 310 億ドル (給付の 98%はこどものある世帯への給付)

図 1 EITC スケジュール

表 3 EITC 参加率

表 4 州 EITC—現在 22 の州が整備

図 2 Benefits and Marginal Tax Rates of Child-related Tax Benefits(Ellwood & Liebman, 2000)

4. EITC の利点

- ・ 補足率が高い (しかし **AFDC/TANF** から流れてきた母子世帯の補足率は 42-52%という推測)
- ・ 管理費が低い (フードスタンプ\$3.7b、**AFDC**\$3.5b なのに対し、**IRS** は納税者すべてで\$8b.)
- ・ 受給者のコストが低い (確定申告時に 1 枚書けばいいだけ)

4. EITC の欠点

・不正受給(Non-Compliance)の問題

1995年 \$17.2b 給付のうち\$4.4b (25.8%) が不正受給

1997年 \$30.3b 給付のうち\$9.3b (30.7%) が不正受給

(納税者による申請間違いも含む。殆どは"qualifying child"の定義の間違い・不正)

→制度の IT 化 (子どもの Social Security 番号付与等)

→収入を過剰報告することによる便益 (通常の Tax Evasion との違い)

・ 就労しない人・できない人が対象外→他の制度と補完し合わなければならない

5. EITC の効果・影響 (主な研究一表5)

1) 就労

EITC は、働いていない人には就労インセンティブ、既に働いている人には労働時間を調整するインセンティブ (場合によっては lower effective wage rate) として働く (図3)。また、夫婦で Joint Returns をする場合には、一方が就労しない (就労を調整する) インセンティブが働く可能性あり。

実証研究:

- ① EITC は、母子世帯の母親の就労率にプラスに大きく影響 (Eissa & Liebman, 1996, Meyer & Rosenbaum, 1999, Ellwood, 1999 など)
- ② 子どものいる二親世帯では、女性の就労率にマイナスに影響 (Eissa & Hoynes, 1999, Ellwood, 1999)
- ③ 既に就労している人に対しては、勤労時間にマイナスに影響
- ④ しかし、その影響は世帯構造の違いや他の施策・景気との関連で大きく左右される (例: イギリスの Working Families Tax Credit →就労への影響小, 理由: 二親世帯で両親とも失業している世帯の増加 (受給者の 50%)、他の施策との関連? Blundell & H.Hoynes, 2001)

2) 収入・貧困削減

EITC は、受給世帯の勤労所得、収入に影響するのか? 結果として、EITC は貧困削減の効果があるのか?

実証研究:

- EITC 給付の約 60%が貧困世帯に配布、約半分が貧困ギャップの軽減に繋がっている (Scholz & Levine, 2000)
- 1997,1998 年には、430 万人が貧困より浮上 (Council of Economic Advisors, 1998, 2000)
- EITC 給付の 3分の2は、全被用者の下 25%の賃金(wage)労働者、95%は賃金が中間値以下の労働者を対象としている (Scholz, 1996)
- EITC は、母子世帯において、以前の勤労収入がゼロであった世帯には、勤労収入に対し

てプラスの効果がある（特に末子の年齢が高いほど）。しかし、世帯への収入には影響が認められない。（Grogger 2001）

- ▶ 子どもがいる世帯において、年1から年2にかけて貧困から脱却する確立（税前勤労所得ベース）は、EITC のフェーズイン率の変化率に+に影響されるが、その影響は年1に勤労者数=0であった世帯の就労率を増やすことからの影響のみ。逆に貧困線より少し上の世帯が貧困に陥る可能性は、EITC に影響されない（勤労所得は減少？）（Newmark & Wascher, 2000）

3) 消費

EITC は年に一度に給付されるため、毎月給付される TANF・フードスタンプ等と違う消費パターンとなる→しかし、EITC Advance Payment option を使う世帯は少ない（1%）

実証研究：EITC 受益者は非受益者よりも、EITC の支払われる月には耐久財に 5%多く消費、それ以外の月は 4%少なく消費（Barrow & McGranahan, 2000）（こどものための消費が多くなるのかは不明）

4) 結婚と出産

夫婦間の所得差が小さい場合には EITC(他の税制も)が結婚のディスインセンティブ（marriage penalty）を与え、所得差が大きい場合にはインセンティブを与える。また、AFTC/TANF と同様に、世帯の出産インセンティブを高める懸念。実証研究の結果は結論付けられないが、影響は少ないとみられる。

例えば：所得のない母親が低所得の男性と結婚→EITC gain+TANF loss (marriage reward)

低所得の母親が低所得の男性と結婚→EITC loss +TANF loss (marriage penalty)

出産については、AFDC、フードスタンプ等の影響が実証研究では示唆されている（Haaga&Moffitt, 1998）→意図する妊娠が増えるのか、中絶が減るのかは不明。AFDC 受給者の単身母親のその後の妊娠率について、実験的プログラムの結果は健康に関するプログラムは妊娠率を低めるが、就労プログラム等では変化がない又は上昇が認められている。

5) こどもの Well-Being (Child Outcome)

EITC は、こどもの長期的 Outcome に影響を与えるか。

長期的なデータが少ないため、実証研究は少ないが、初期的な印象では現金給付（EITC、AFDC）よりも、こどもに直接届く現物給付（フードスタンプ、メディケイド、WIC、給食プログラム、ヘッドスタート等）のほうがこどもの Well-Being に影響する。

表 6 こどもの Well-Being への影響（Currie, 1996）

6) 職業訓練（就労と賃金への長期的影響）

EITC は、ライフサイクルからみると、職業のキャリアアップに繋がるのか？

実証研究：Cossa, Heckman & Lochner, 1999→not conclusive.

参考文献：

- Blundell, R. & H.Hoynes (2001) "Has "In-Work" Benefits Reform Helped the Labour Market?," NBER Working Paper 8546.
- Eissa, Nada & J.B. Liebman (1996) "Labor Supply Responses to the Earned Income Tax Credit," Quarterly Journal of Economics, May 1996, 605-637.
- Ellwood, D. & R.Blank (2001) "The Clinton Legacy for America's Poor," JFKennedy School of Government, Harvard University, Faculty Research Working Paper Series (RWP01-028), July 2001.
- Ellwood, D. & J. Liebman (2000) "The Middle Class Parent Penalty: Child Benefits in the U.S. Tax Code," NBER Working Paper 8031.
- General Accounting Office (2001) "Federal Taxes: Information on Payroll Taxes and Earned Income Tax Credit Noncompliance," Statement of Michael Brostek, Director, Tax Issues, GAO-01-487T.
- Gentry, W.M. & A. P. Hagy (1995) "The Distributional Effects of the Tax Treatment of Child Care Expenses," NBER Working Paper 5088.
- Grogger, J. (2001) "The Effects of Time Limits and Other Policy Changes on Welfare Use, Work, and Income among Female-Headed Families," NBER Working Paper 8153.
- Haaga, J. & R. Moffitt (1998) *Welfare, the Family, and Reproductive Behavior: Report of a Meeting*, National Research Council, Committee on Population Board on Children, Youth, and Families.
- Hotz, V.J. & J.K. Scholz (2001) "The Earned Income Tax Credit," NBER Working Paper 8078.
- Hotz, V.J., C.Mullin & J.K.Scholz (2001) "The Earned Income Tax Credit and Labor Market Participation of Families on Welfare," NBER Summer Institute, Boston, 2001.
- Meyer, B.D. & D. Rosenbaum (1999) "Welfare, the Earned Income Tax Credit, and the Labor Supply of Single Mothers," NBER Working Paper 7363.
- Nadel, Mark (2001) "Welfare Reform: Child Support an Uncertain Income Supplement for Families Leaving Welfare," Report to the Chairman, Subcommittee on Human Resources, Committee on Ways and Means, House of Representatives, GAO/HEHS-98-168.
- Neumark, D. & W. Wascher (2000) "Using the EITC to Help Poor Families: New Evidence and a Comparison with the Minimum Wage," NBER Working Paper 7599.
- Scholz, J.K. (1996) "In-Work Benefits in the United States: The Earned Income Tax Credit," The Economic Journal, Vol.106, Issue 434 (Jan. 1996), 156-169.
- White, James (2001) "Earned Income Tax Credit Eligibility and Participation," A letter to The Honorable William J. Coyne, Ranking Minority Member, Subcommittee on Oversight, Committee on Ways and Means, House of Representatives dated December 14, 2001, GAO-02-290R Earned Income Tax Credit Participation, GAO.

表1 アメリカ税制の子どもにかかわる所得控除(Exemption or Deduction)、税額控除(Tax Credit) 所得制限(AGF\$)

制度名	対象者	額	Phase-out from:	Upper limit:	Phase-out rate	備考
扶養控除		1人あたり\$2750	126,600 189,950 158,300 94,975	249,100 (single) 312,450 (married) 280,800 (head) 156,225 (married, filin g separate)	AGF\$2,500毎に2%減 AGF\$1,250毎に2%減	扶養家族のクライテリア: 1. Support test (>50% of support) 2. Gross Income Test (\$2750>income of dependent), 3. Citizenship Test, 4. Joint Return test, 5. Relationship test 税率付録1 2002-3年度の数値、HOPEやLLCとの併用は不可。1997年の税制改正により、今まで職業スキル向上のための教育費のみ可だったのが大学等も対象に加えられた。
Child and Dependent Care Tax Credit	自身、配偶者、扶養者の職業訓練または大学のレベルの学生がいる世帯	AGIの2%まで。最高\$3000		65,000 (Single) 130,000 (married) (mAGI)		配偶者が学生または障害者の場合は共働きでなくてもよい。企業福祉のFSA(Dependent Care Flexible Spending Account)の方が税には有利
Child and Dependent Care Tax Credit	共働き世帯か働く片親世帯で保育料がかかる13歳以下の子(または障害者)がいる世帯	保育料の20-30% (最高額一子目\$2,400, 二子目以降合わせて\$4,800/年または所得の低い方の所得)			クレジット率: AGF\$10,000まで30%、以下\$2,000毎に1%減、\$28,000以上(上限なし)は20%	
HOPE (scholarship) credit	高校卒業後の教育2年間の学生(大学1, 2年、年齢制限なし)がいる世帯	学生1人あたり: 最初の\$1000+次の\$1000の50% (最高額\$1,500)	40,000 80,000	50,000 (single) 100,000 (married)		
Lifetime Learning credit	20歳以上の学生がいる世帯(パートでもok。職業訓練も可)	20%of教育費(1世帯あたり最高\$1000-2003年より\$2000)	40,000 80,000	50,000 (single) 100,000 (married)		1997年の税制改正より導入。HOPEとLLCを併用することはできない。教育(所得)控除にカウントした教育費は対象とならない。
Child Tax Credit	17歳以下の子どもがいる世帯	(勤労所得-\$10,000) x 10%. 最高子ども1人あたり\$600 (2001年から\$600)までRefundable	75,000 110,000 55,000	(head) (married) (married, filin g separate)	AGF\$1,000毎に\$50減	1997年の税制改正より導入、2001年度までは3人以上の子の場合のみRefundable 2001~2004年\$600、2005~2008年\$700、2009年\$800、2010年~\$1,000
Additional Child Tax Credit	17歳以下の子どもが3人以上いる世帯					
Earned Income Tax Credit (EITC)	低所得者 下(学生は23歳)で同居 子どものない場合は25<年齢<65			27,413 (1 child) 31,152 (2+child) 10,380 (0 child)		1975年導入。 他のクライテリア: investment income<2400 不正受給の罰則が厳しい
Refundable 控除						

表2

Table 1: Earned Income Tax Credit Parameters, 1979-1998 (in nominal dollars)

Year	Phase-in Rate (%)	Phase-in Range	Maximum Credit	Phase-out Rate (%)	Phase-out Range
1975-78	10.0	\$0-\$4,000	\$400	10.0	\$4,000 - \$8,000
1979-84	10.0	0-5,000	500	12.5	6,000 - 10,000
1985-86	11.0	0-5,000	550	12.22	6,500 - 11,000
1987	14.0	0-6,080	851	10.0	6,920 - 15,432
1988	14.0	0-6,240	874	10.0	9,840 - 18,576
1989	14.0	0-6,500	910	10.0	10,240 - 19,340
1990	14.0	0-6,810	953	10.0	10,730 - 20,264
1991 ^a	16.7 ¹	0-7,140	1,192	11.93	11,250 - 21,250
	17.3 ²		1,235	12.36	11,250 - 21,250
1992 ^a	17.6 ¹	0-7,520	1,324	12.57	11,840 - 22,370
	18.4 ²		1,384	13.14	11,840 - 22,370
1993 ^a	18.5 ¹	0-7,750	1,434	13.21	12,200 - 23,050
	19.5 ²		1,511	13.93	12,200 - 23,050
1994	23.6 ¹	0-7,750	2,038	15.98	11,000 - 23,755
	30.0 ²	0-8,245	2,528	17.68	11,000 - 25,296
	7.65 ³	0-4,000	306	7.65	5,000 - 9,000
1995	34.0 ¹	0-6,160	2,094	15.98	11,290 - 24,396
	36.0 ²	0-8,640	3,110	20.22	11,290 - 26,673
	7.65 ³	0-4,100	314	7.65	5,130 - 9,230
1996	34.0 ¹	0-6,330	2,152	15.98	11,610 - 25,078
	40.0 ²	0-8,890	3,556	21.06	11,610 - 28,495
	7.65 ³	0-4,220	323	7.65	5,280 - 9,500
1997	34.0 ¹	0-6,500	2,210	15.98	11,930 - 25,750
	40.0 ²	0-9,140	3,656	21.06	11,930 - 29,290
	7.65 ³	0-4,340	332	7.65	5,430 - 9,770
1998	34.0 ¹	0-6,680	2,271	15.98	12,260 - 26,473
	40.0 ²	0-9,390	3,756	21.06	12,260 - 30,095
	7.65 ³	0-4,460	341	7.65	5,570 - 10,030
1999	34.0 ¹	0-6,800	2,312	15.98	12,460 - 26,928
	40.0 ²	0-9,540	3,816	21.06	12,460 - 30,580
	7.65 ³	0-4,530	347	7.65	5,670 - 10,200

Source: 1998 Green Book, Committee on Ways and Means, U.S. House of Representatives, U.S. Government Printing Office, page 867. 1998 and 1999 parameters come from Publication 596, Internal Revenue Service

^a Basic credit only. Does not include supplemental young child or health insurance credits.

¹ Taxpayers with one qualifying child.

² Taxpayers with more than one qualifying child.

³ Childless taxpayers.

(Hotz & Scholz, 2001)

表3

Table 2: State Earned Income Tax Credits, Tax Year 2000

	State	Percentage of Federal Credit
Refundable Credits	Colorado	10
	District of Columbia	10
	Kansas	10
	Maryland ^a	10
	Massachusetts	10 (15% in 2001)
	Minnesota	Averages 34%, varies by earnings ^b
	New Jersey	10 (20% by 2003), limited to families with incomes below \$20,000
	New York	20 (30% by 2003)
	Vermont	32
	Wisconsin	4% one child 14% 2 children 43% 3 children
Nonrefundable Credits	Illinois	5
	Iowa	6.5
	Maine ^a	5
	Oregon	5
	Rhode Island	26

Source: Nicholas Johnson, 1999, "A Hand Up: How State Earned Income Tax Credits Help Working Families Escape Poverty in 2000: An Overview," Center on Budget and Policy Priorities, June 9, Particularly Table 1.

^aA Maryland taxpayer may claim a refundable credit or a non-refundable credit (equal to 50 percent of the federal credit), but not both.

^bMinnesota's credit for families with children, unlike the other credits shown in the table, is not expressly structured as a percentage of the federal credit. Depending on income levels, the credit may range from 22 percent to 46 percent of the federal credit.

(Hotz & Scholz, 2001)

Table 4

**Impact of the Safety Net on Poverty Gaps per Person
(All persons in families with children, 1999 dollars)**

	Year			
	1993	1995	1997	1999
Poverty Gap				
Cash Income	\$2,737	\$2,562	\$2,562	\$2,370
Plus Social Insurance ^a	\$2,559	\$2,394	\$2,338	\$2,185
Plus Means-tested Benefits ^b	\$1,488	\$1,419	\$1,529	\$1,547
Plus Federal Taxes (including EITC)	\$1,447	\$1,386	\$1,514	\$1,524
Percent Reduction in Poverty Gap due to:				
Social Insurance	16.1	15.8	18.4	17.7
Means-Tested Benefits	43.8	44.7	37.2	34.0
Federal Taxes	1.1	4.4	5.7	6.8

a. Includes Social Security, disability, and worker's compensation.

b. Includes cash benefits, food stamps, housing subsidies and school lunch.

Source: Center on Budget and Policy Priorities (2001).

表5 先行研究

	データ	年	対象	サンプル数	欠点	方法
Dickert, Houser & Scholtz (1995)	SIPP(クロス)	1990			州毎のEITCの違いがない	州毎の税制と社会保障制度の違いを利用
Scholtz (1996)	SIPP(クロス)	1990			州毎のEITCの違いがない	州毎の税制と社会保障制度の違いを利用
Eissa & Liebman (1996)	GPS(クロス)の複数年	1985~91	母子世帯		同上、D-in-Dなので、TANFの改正など他の影響を分離できない、TとCの構成比の変化	D-in-D、子どものない単身女性と子どものある単身女性の比較
Eissa & Hoynes (1998)	GPS(クロス)の複数年	1985-97	12歳以下の子どもがいる両親世帯		同上、D-in-Dなので、TANFの改正など他の影響を分離できない	D-in-D、2人以上の子がいる世帯と1人の子がいる世帯との比較
Meyer & Rosenbaum (1999a)	CPS/SIPP(クロス)	1984~96			1. データに福祉受給者が少ない 2. 地域の労働市場の状況を失業率のみで捉えている	
Ellwood (1999)	GPS/SIPP(クロス)				同上、D-in-Dなので、TANFの改正など他の影響を分離できない	Difference-in-Difference Approach, 第4四分位の女性と第1四分位の女性との比較
Hotz, Mullin & Scholz (2001)	加州4郡の福祉対象者(California Work Pays Demo. Pro.)	1992-1997(受給歴は1987から)	1人または2人親の受給世帯	5000(片親), 2400(二親)世帯+新規加入者(3千+2千)	1. データに受給者のみしか入っていないので、バイアス	EITCの1子と2子以上の給付額の差とCWPDの実験サンプルを利用。
Grogger (2001)	CPS	1978-1999	女性世帯主の世帯	7~10万	女性世帯主のみなので、福祉改革の影響が女性の結婚動機に影響していればバイアスが生じる	TANFやEITCの州毎の違いを利用。
Neumark & Wascher (2000)	GPS(panel)各年の世帯をマッチ	1986-1995	全世帯 全低所得世帯(非受益者含)		連邦と州のEITCの変化率の影響を別々に推計しているが、連邦のEITCのvariationが小さい	世帯のパネルから、EITCの(州毎)変化を算出、勤労収入の変化(貧困脱却の可能性)を説明
Burkhauser et al. (1996)						シミュレーション

推定式

EITCの影響

	<p>93年のEITC拡充は、母子世帯の母親の就労率を3.3%上昇させる(ベース56.4%)。しかし世帯内の第2所得者の就労率は減少。</p>
<p>Probit Estimate $P(L_i) = \alpha + \beta w_i + \gamma AFDC_i + \gamma_1 FS_i + \gamma_2 Z_i$ <i>i</i>=個人、<i>w</i>=Net wage、AFDC=AFDC at 0h、FS=Food Stamp at 0h、<i>Z</i>=性別、年齢、教育、白人、健康、6歳以下の子供数、6-12歳の子供数、世帯員数、地域ダミー</p>	<p>93年のEITC拡充は、既に働いている世帯ののべ就労時間を5450万時間(単身親世帯2640、二親世帯の最多所得者1360、二人目所得者1450)減少させるが、新しく労働市場に入る人々の就労が週20時間以上であれば、それはオフセットされる</p>
<p>Probit Estimate $P(L_{it}=1) = \theta(\alpha + \beta Z_{it} + \gamma T_{ij} + \gamma_1 P86_{it} + \gamma_2 (T \times P86)_{it})$ <i>i</i>=個人、<i>t</i>=年、<i>L</i>=就労、<i>Z</i>=世帯属性ダミー(世帯員数、子ども数、子ども数2、子ども数3、6歳以下子年齢、人種)、<i>t</i>=年ダミー、P86=86年以降年ダミー</p>	<p>1986年の改正によって、こどものある単身女性の就労率が2.8%上昇</p>
	<p>1984年から96年のEITCの拡大は、結婚している男性の就労率を0.2%増加、結婚している女性の就労率を1.2%減少。</p>
	<p>母子家庭の母親の就労増加の63%</p>
	<p>母子家庭の母親の就労増加の30%(20%景気、50%福祉改革)</p>
<p>Eict = $\sum \alpha T(EITC)_{it} + \sum \beta T(AFDC)_{it} + \gamma X_{ict} + \delta L_{ict} + \theta Witc + \epsilon_{ict}$ Eict=就労、<i>i</i>=個人、<i>c</i>=郡、<i>t</i>=年、<i>T</i>=制度ダミー、<i>X</i>=世帯属性、<i>L</i>=労働市場属性、<i>W</i>=保護開始年、保護年数ダミー</p>	<p>EITC給付額\$1000につき就労率5.1%増。新規加入者のほうがその影響が大きい。</p>
<p>$Y_{ist} = \alpha A_{ist} T_{ist} + \beta R_{ist} + \gamma E_{ist} + \delta Z_{ist} + \theta X_{ist} + \mu_{ist} + \epsilon_{ist}$ <i>i</i>=個人、<i>s</i>=州、<i>t</i>=年、<i>Y</i>=受給、就労、収入)、<i>T</i>=期間制限ダミー、<i>A</i>=末子年齢-13、<i>R</i>=その他改革、<i>E</i>=EITCの最高額、<i>Z</i>=州特有の変数(MaxTANF、minwage、失業率)、<i>X</i>=母親教育、年齢、子ども数、末子年齢</p>	<p>TANF受給、末子の年齢が高いほど、就労、+(末子の年齢は関係なし)勤労収入、勤労収入がゼロの世帯には+(末子の年齢が高いほど+)収入、影響なし(EITCRefundがデータに入っていない?)。(TANFの通算受給期間制限は受給に大きく、就労にほどほどに+(特に末子が小さい世帯)、勤労収入には影響なし、収入にも影響なし(SSiや家族からの仕送りで補填?))</p>
<p>Linear Probability Model: $(P_i) = \beta P_{ist} + \gamma \Delta U_{ist} + \pi Z_{ist} + \delta s + \theta t + \epsilon_{ist}$ <i>P</i>=change in pov. Status from <i>t</i>-1 to <i>t</i>(EITC給付含まず)、<i>U</i>=成人男性失業率、<i>Z</i>=control vars、<i>s</i>=州ダミー、<i>t</i>=年</p>	<p>EITCは、貧困脱却の可能性にプラスに影響。しかし、この影響は、年1に勤労者数=0の世帯における勤労所得と労働率への+の影響による(勤労者数=1の世帯では、むしろマイナス)。最低賃金と比べると、年1に勤労者=0の場合はEITCのほうが大きな影響、=1の場合は労働賃金の方が大きい。(貧困か否かの決定には税前勤労所得を使用-EITC給付は入っていない)</p>
	<p>最低賃金に比べ、EITCの方が低所得者をよりよくターゲットとしている。最低賃金は、低所得世帯よりも高所得世帯に多く便益を与えている。</p>

表6 こどものWell-Beingへの影響

	AFDC	EITC/NIT	Food Stamp	Housing	Medicaid	WIC	給食	ヘッドスタート
保健・健康 乳児致死率＋出生児体 食料・栄養への支出 予防ケア	0	+?/?	?/+		+	+	?/?	+
初等教育 成績 就学率	0	+/?		+/?		+	+	++
長期的アウトカム 福祉依存 十代の妊娠 就労 高校卒業 犯罪	? ?	-		+/?				? ? ?

出典：Currie (1996) in Haaga & Moffitt (1998)